

### フランス財務報告制度の展開(5)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

34

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

119

(終了ページ / End Page)

130

(発行年 / Year)

1998-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003450>

## 〔論文〕

## フランス財務報告制度の展開（5）

大 下 勇 二

## 目 次

- I. はじめに
- II. 1807年商法典—1867年会社法の期間
1. 1807年商法典の会社会計規制
  2. 会社財務報告の実践
- III. 1867年会社法—1935・37年デクレの期間
1. 1867年会社法の会社会計規制  
(以上第33巻第3号)
  2. 違法配当訴訟と利益計算ルールの形成  
(以上第33巻第4号)
  3. 会社財務報告の実践
    - (1) 1876年度のフェニックス社年次報告書の分析
    - (2) 1875年度—1910年度のフェニックス社監査役報告書の分析
    - (3) 1907年度のサン・ゴバン社年次報告書の分析  
(以上第34巻第2号)
    - (4) 1939年度のサン・ゴバン社年次報告書の分析  
(以上前号)
    - (5) 1953年度のサン・ゴバン社年次報告書の分析
    - (6) 1907年度—1960年度のサン・ゴバン社の年次報告と資金調達状況
  4. 1907年財政法の財務報告規制
    - (1) 1907年財政法の発行開示制度—
    - (2) 発行開示制度創設の背景
    - (3) 1907年発行開示規制の意義と問題点  
(以上本号)
- IV. 1935・37年デクレ—1966年商事会社法の期間
- V. むすび
- (5) 1953年度のサン・ゴバン社年次報告書の分析  
第3節で1907年度のサン・ゴバン社年次報告書、  
第4節においては1939年度の同社年次報告書を分

析した。本節は、これらの分析に続き、1953年度の年次報告書を取り上げる。

まず、1953年度の年次報告書を取り上げる理由から説明しておこう。

## ① 年次報告書の全体的特徴

1952年度までの年次報告書と比較して、1953年度とそれ以降の年次報告書は特徴的な違いを見ている。1953年度からの年次報告書は、それまでの年次報告書と比較して、全体的に次のような特徴を有している。

- ・年次報告書の体裁が、それまでの事務書類の体裁から会社紹介のパンフレットの体裁に変わった
- ・モノクロからカラー印刷に変わった
- ・報告書が上質の紙質に変わった
- ・工場・製品などの写真が用いられた
- ・グラフ・図表を用いて主要な財務数値が表示・説明された
- ・数年度の主要財務数値が一覧表の形で表示された
- ・理事会報告書の内容の項目が毎年のように変わり詳細になった
- ・理事会報告書は、それまで報告のなかった「設備投資計画の実施に関する情報」、「資金調達に関する情報」および「従業員関連情報」などを新たに提供した

などである。このため、1953年度の年次報告書からは、それまでの事務書類的なものから一変し、年次報告書の読者に情報を積極的かつわかりやすく伝えるという姿勢が明確になった。1953年度の年次報告書を取り上げるのは、このような理由からである。

1953年度の年次報告書は、「理事会報告書」、「会計監査役報告書」、「特別報告書」、「計算書類」および「議案」の5つの部分から構成されており、

報告書の構成の点では従来のものと変わらない。理事会構成員と会計監査役の氏名は、1940年度から掲載されている（1950年度までは住所も記載）。以下、特別報告書と議案を除く3つの構成部分の特徴的な点を検討してみよう。

## ② 理事会報告書

上記5つの構成部分において、最も重要な変化が見られるのがこの理事会報告書である。

1953年度の理事会報告書は、「ガラス製品」、「化学製品」および「貸借対照表－損益計算書一議案」の3つの項目があるのは1952年度までと同様であるが、内容に重大な違いが見られる。すなわち、「ガラス製品」と「化学製品」の部門別の活動報告の前に、一般的な経済状況の説明に続いて、「設備投資」、「資金調達」および「従業員の福利厚生」に関する情報が報告されている。これらの報告は従来見られなかった点である。

以下、「設備投資」、「資金調達」および「従業員の福利厚生」に関する情報を検討してみよう。

### 1) 設備投資に関する情報

設備投資に関して、ガラス事業と化学製品事業に269,800万フランの投資を継続したことが報告され、その内訳が説明された。その内容は次のように要約できる。

ガラス事業：投資額は過年度に計画した設備投資計画の仕上のためのものである

- ・ Chantereine 工場への投資；自動車向け凸型ガラスの作業場の建設
- ・ Rantigny 工場；ガラス繊維工場の拡張

### 化学製品事業

- ・ Chauny 工場；硫酸製造施設の完成、マレイン酸作業場の拡張、マレイン酸の無水物への転換作業施設の建設
- ・ Saint-Fons 工場；塩酸蒸留設備、塩化ビニルの重合作業場の建設および新事務所の建設
- ・ Balaruc 工場；過リン酸石灰用地下倉庫の設置
- ・ Rouen 工場；硫酸設備の近代化と拡張、リン酸塩ソーダの作業場の完成、新医務室と従業員住宅の建設
- ・ Croix-de-Berny 工場；必要となった応用実験

### 施設の拡張

以上である。269,800万フランの投資金額の内訳は示されないが、どのような目的で投資されたかが報告されている。特に、製造設備関連の投資だけでなく、医務室や従業員住宅の建設など従業員関連投資の報告が興味深い。

### 2) 資金調達活動に関する情報

1953年度の資金調達に関する報告は、次のように要約できる。

- ・ 1953年度において2回の増資と株式の併合を行った
- ・ 昨年度の株主総会の決定に従い、1954年6月21日に、Compagnie des Produits Chimiques et Raffineries de Berre 社の株式140,140株を交付した
- ・ 社債の許容発行額を1,380,000,000フランから1,700,000,000フランに引き上げることを提案した

以上である。

### 3) 従業員の福利厚生に関する情報

従業員関連の情報は次のように要約される。

- ・ 当期において全従業員を雇用したこと、および幹部、職長、事務員、工員に対する謝意の表明
- ・ 従業員の努力によって生産性が向上し、その結果前年に比べて賞与が引き上げられた
- ・ 住宅取得の貸付が増加し、事務員および工員に対して88,296,000フランの貸付が容認された（195業者）。この金額のうち、52,596,000フランは新規建設に充てられたものであった
- ・ バカンス・コロニーは、1,384名の子弟を受け入れた
- ・ 企業中央委員会と施設委員会は、特に福祉事業の管理または監督に貢献した
- ・ 法律に従い、本報告は、企業中央委員会に報告された

以上である。従業員関連の情報は、制度化された「企業委員会（comité d'entreprise）」において労使協議を行う際に、労使関係の改善の必要から企業が理事会報告書の中に記載するようになった情報である。

これらの「設備投資」、「資金調達」および「従業員の福利厚生」に関する情報は、それまでの理事会報告書において見られなかったものである。この意味で、当該情報の記載は1953年度とそれ以降の理事会報告書の重要な特徴となっている。

#### 4) 事業部門別の事業報告

「ガラス製品」および「化学製品」の事業報告の内容については、1952年度までの報告に比較して、意味のある変化は見られない。

ただ、報告書には随所に工場・製品などの写真が折り込まれている。

「ガラス製品」事業の報告において、「破碎後の“VISURIT”焼入れガラスでの新フロント・ガラス」、「ガラス試験・研究センター」、「イタリアのCorsico新工場」および「リヨンSaint-Fons工場」の写真が、それぞれ報告書の1頁の半分または全部を使用して記載されている。

「化学製品」事業の報告においては、「Sain-Bel(ローヌ)鉱山」、「リヨンSaint-Fons工場-触媒のバッテリー」および「工場」の写真が、それぞれ報告書の1頁の半分を使用して記載されている。

#### 5) 貸借対照表-損益計算書-議案

当該部分の報告において、貸借対照表項目および損益計算書項目についての説明が大きく縮小されている。純資産の増加額が1,206,409,458フランであることが報告され、これに続いて一部の貸借対照表項目に関する説明が行われた。損益計算書項目の説明はなくなっている。

まず、貸借対照表の借方項目のうち、固定資産、棚卸資産の増加・減少の理由が説明された。貸借対照表の貸方項目については、更新準備金と危険引当金の説明が行われた。

従来とほぼ同様に、固定資産の減価償却、棚卸資産の評価、引当金が増えられたが、報告内容は非常に簡単なもので、若干の引当金に関する説明を除けば、従来見られた「重要な経理処理」に関するより具体的な説明はなくなっている。

若干の貸借対照表項目の説明に続いて、当期の「処分可能利益」の金額とその処分の内訳が説明され、当該処分による配当金の説明が行われた。配当に関しては、株式の併合、株式交付などが行

われるため、具体的な説明がなされている。

最後に、役員交代・再任および会社法第40条に関する説明が行われた。

以上、1953年度の年次報告書における理事会報告書を検討してきた。前節の1939年度の理事会報告書に比べて、いくつかの重要な変化が見られる。

事業活動の部門別報告に関しては、1952年度までの報告に比較してほぼ同様の特徴を有するが、部門別報告に先だって、「設備投資」、「資金調達」および「従業員の福利厚生」に関する報告が行われた点が重要である。特に、工場別に具体的に行われた設備投資の説明、従業員子弟のバカンス・コロニー(林間・臨海学校に相当)についても報告された従業員の福利厚生の説明は非常に興味深い。

さらに、理事会報告書における貸借対照表・損益計算書項目の説明は大幅に縮小された。1939年度の報告書に見られた損益計算書項目の説明および「重要な経理処理」の説明と株主に対する当該処理の承認の提案はなくなった。経理に関する説明は、大部分、会計監査役の報告書に委ねられた形になっている。

#### ③ 会計監査役報告書

会計監査役報告書は著しく簡潔なものとなった。まず、対前年度変動額の説明を中心に、「貸借対照表項目」の非常に簡潔な説明が行われた。変動理由の具体的な説明がなく、増加額・減少額の提示のみにとどまっている項目がほとんどである。

「損益計算書項目」の説明も、ほぼ損益計算書を再掲したにすぎない。「一般費」などの項目の内容に関する説明はなくなっている。

「損益計算書項目」に続き、処分可能利益が提示され、理事会の提案する配当額と利益処分案について言及されている。1939年度報告書に見られた利益処分案に対する会計監査役の意見表明は行われていない。

最後に、会計監査役としての監査の「意見表明」であるが、1953年度の報告書において「我々は、理事会報告書が内容とする会計情報について表明すべき注意はなく、我々は皆様に提出した貸借対照表の承認を提案する」との簡潔な報告だけで、帳簿記入の正規性、計算書類と帳簿との一致性などに関する従来の意見表明は行われていない。

このように、1953年度の会計監査役報告書は、重要な個々の経理処理に関する会計監査役としての意見の表明はなくなり、貸借対照表と損益計算書の説明は著しく簡潔なものとなったのである。なお、会計監査役の特別報告書には変化が見られない。

## ④ 計算書類

1953年度年次報告書における計算書類については、貸借対照表の項目が増え詳細になった。

貸借対照表の項目は、借方「組織費」、「固定資産」、「その他の固定資産」、「棚卸資産」および「当座資産」により構成され、さらに各項目を構成する資産は「減価償却累計額」または「減価引

第1表 1953年度の計算書類

貸借対照表

1953年12月31日時点

借		方	貸		方
組織費			固有資本と積立金		28,943,467,806
社債償還益	253,590,660	242,003,020	資本金	4,946,130,000	
控除:当期償却	11,587,640		株式発行差金	503,886,216	
その他の費用	31,265,848		法定積立金	235,179,557	
控除:償却累計額	16,162,499	15,103,349	任意積立金	2,885,052,763	
固定資産		24,638,751,327	社債償還準備金	520,145,000	
土地	2,634,311,507		税法規定から生ずる積立金	1,015,521,456	
控除:償却累計額	97,597,057	2,536,714,450	再評価特別積立金	16,611,326,350	
構築物	23,163,907,721		外国再評価積立金	278,080,202	
控除:償却累計額	13,572,719,824	9,591,187,897	在外資産為替変動勘定	1,948,146,262	
機械・施設	34,483,718,895		前期繰越		169,849,679
控除:償却累計額	22,774,036,523		更新準備金		3,551,245,400
控除:減価引当金	147,271,529	11,562,410,843	必須棚卸資産準備金	1,666,614,052	
無形固定資産	41,567,792		原材料価格変動準備金	43,547,861	
控除:償却累計額	22,374,284	19,193,508	補充更新準備金	1,841,083,487	
建設中固定資産		920,244,629	危険引当金		3,193,340,790
戦争破壊固定資産	25,520,138		長期負債		6,932,210,016
控除:償却累計額	25,520,138		一年以上の社債・債券	3,754,465,000	
その他の固定資産		8,336,327,402	一年以上のその他の負債	3,177,745,016	
一年以上の貸付金		193,329,492	短期負債		10,519,746,386
参加証券	8,037,891,449		仕入先	2,321,372,627	
控除:減価引当金	551,540,986	7,486,350,463	その他の債務	5,996,840,197	
その他の証券	643,257,837		調整勘定	79,099,779	
控除:減価引当金	41,602,265	601,655,572	一年未満の社債・債券	135,714,000	
寄託金と保証金		54,991,965	一年未満のその他の借入金	6,018,860	
棚卸資産		9,419,841,252	支払手形	1,910,947,398	
商品	319,074,877		銀行借入金	69,753,525	
控除:減価引当金	298,870	318,776,007	成果		1,010,388,142
原材料	4,042,443,116		1953年度損益		
控除:減価引当金	102,892,018	3,939,551,098			
完成品	4,650,791,011				
控除:減価引当金	104,741,944	4,546,049,067			
仕掛品・半成品	133,934,476	133,934,476			
商業用包装材料	495,188,858				
控除:減価引当金	13,658,254	481,530,604			
当座資産		11,668,221,779			
得意先	4,887,828,354				
控除:減価引当金	105,452,031	4,782,376,323			
その他の債権	4,206,160,128				
控除:減価引当金	114,704,999	4,091,455,129			
調整勘定		203,963,972			
一年未満の貸付金		3,188,360			
受取手形		374,885,489			
小切手		9,740,181			
一時所有有価証券	650,536,444				
控除:減価引当金	21,401,032	629,135,412			
銀行預金および郵便小切手		1,474,693,261			
現金		98,783,652			
		54,320,248,219			54,320,248,219

## 損益計算書

1953年度

借方		貸方	
	当期	損益	
非工業用の各種費用	767,199,264	工業経営利益	1,119,536,290
		工業資本参加収益	593,621,637
		金融収益、不動産収益、その他	51,475,598
	その他	の損益	
臨時損失	46,292,321	保有有価証券実現利益	27,358,840
社債償還準備金繰入	131,426,000	過年度収益	263,095,465
証券の減価	38,945,407		
譲渡増価引当金繰入額	30,836,696		
	要	約	
借方合計	1,044,699,688	貸方合計	2,055,087,830
1953年度利益	1,010,388,142		
	2,055,087,830		2,055,087,830

## 利益処分表

1953年12月31日

法定積立金（5%の規定繰入額）	50,519,407	1952年度前期繰越利益	169,849,679
一般積立金	250,000,000	1953年度利益	1,010,388,142
配当金	731,681,122		
1954年度次期繰越	148,037,292		
	1,180,237,821		1,180,237,821

当金」を控除する形式で表示されている。貸方項目は「資本金と積立金」、「前期繰越利益」、「更新準備金」、「危険引当金」、「長期負債」、「短期負債」および「成果」である。

前節で取り上げた1939年度の貸借対照表と比較して、非常に詳細になっているのが明らかである。

サン・ゴバン社の1953年度貸借対照表の様式は、1942年プラン・コンタブルおよび1957年プラン・コンタブルの提示した様式とほぼ同じのものであり、プラン・コンダブルが貸借対照表の作成指針として機能していたことが窺われるのである<sup>(1)</sup>。

これに対して、サン・ゴバン社の1953年度の損益計算書および利益処分表の様式は、1939年度のそれと同じものである。1942年プラン・コンタブルおよび1957年プラン・コンタブルにおいては、当期業績主義計算書たる「一般経営計算書」と当期損益を示す「損益計算書」の2つの計算書が提示されているが<sup>(2)</sup>、サン・ゴバン社の1953年度の計算書類には「一般経営計算書」が見られない。

#### (6) 1907年度－1960年度のサン・ゴバン社の年次報告と資金調達の状況

1907年度－1960年度のサン・ゴバン社の年次報告の特徴については、第3節において若干取り上

げたが、本節ではこれを同社の資金調達の状況から検討したい。

1907年度－1960年度のサン・ゴバン社の年次報告の特徴については、いくつかの点を指摘することができる。まず、1867年会社法の規定に従って、1907年度から株主総会で詳細な年次報告が行われた点が重要である。サン・ゴバン社は、1906年度まで、一部の株主代表者だけに詳細な報告を行っていたのである。

1907年度以後の年次報告書については、いくつかの時点において意味のある変化が見られるが、ここでは、財務報告の観点から、1952年までの年次報告書と1953年以後の報告書に大きく区別したい。すなわち、1953年度を境に、サン・ゴバン社は、その年次報告書に対する考え方を大きく変えたと思われるのである。

#### ① 1952年までの年次報告書と1953年以後の年次報告書の特徴

##### 1) 年次報告書の全体的な特徴

1952年度までの年次報告書は、写真およびグラフ・図表などを一切使用しておらず、事務書類的な体裁をとっていた。1953年度からはこれが一変した。年次報告書の体裁は毎年のように変わり、洗練された製品の写真や近代的な工場・研究所の

写真あるいは子弟のバカンス・コロニーの写真などを掲載して、イメージ・アップをはかった。

また、グラフ・図表などを多用して、重要な数年度の財務情報をわかりやすく伝達する工夫が随所に見られた。報告書の印刷も白黒からカラー印刷が取り入れられた。

これら特徴は1952年度までの年次報告書には見られなかったものである。1953年度以後、サン・ゴバン社は、年次報告書を単なる事務的な株主報告書としてではなく、より経営戦略的な考え方で作成したと見られるのである。

## 2) 理事会報告書の特徴

1952年までの理事会報告書は、1916年度からの「活動別報告」、1935年度からの「地域別報告」などに重要な特徴が見られるが、1953年度の報告書からは、それまでの報告書の体裁および内容を一新した。写真、グラフ・図表を多用する一方、設備投資、資金調達および従業員の福利厚生に関する情報などが掲載され、子会社活動の情報を含めた事業活動の報告が一段と詳細になった。

例えば、1953年度において、従業員関連情報として、生産性の状況、バカンス・コロニーへの従業員子弟の受入状況、住宅資金貸付制度の運営状況などに関する情報が提供された。当該情報は、1954年度以後、「社会的活動」または「労使関係および社会的活動」などの項目の下で提供された。

1954年度の報告書において、7年間の固定資産・減価償却累計額および運転資本の推移を示した棒グラフが記載された（第1図参照）。

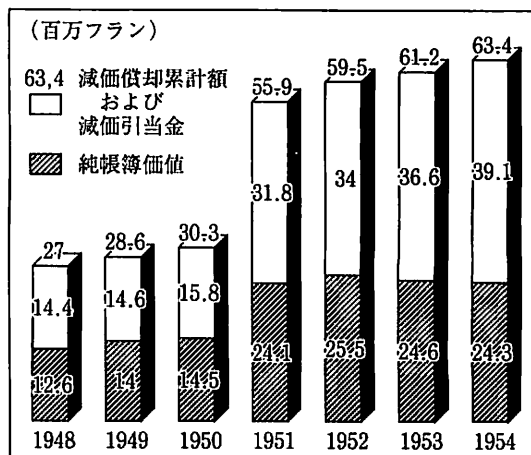
また、「社会的活動」においては、生産性、安全性、従業員の訓練・養成学校の運営、コロニーへの子弟の受入、住宅資金貸付制度の運営に関する情報が提供された<sup>(3)</sup>。

1957年度の報告書においては、会社活動の歴史を示す図表が記載され、また、子会社活動の情報がより一層充実したものとなった。

1958年度の報告書では、新たに「研究開発活動」の項目が加わり、同社の研究開発の計画・実施の状況が当該項目の下で報告された。

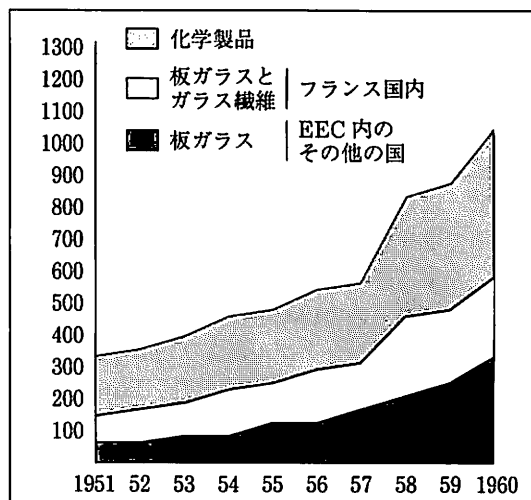
1959年度の報告書からは、活動部門・製品別の説明がさらに細分化され、「ガラス部門」と「化学製品」の2つの部門に、「原子力エネルギー」

第1図 固定資産および減価償却累計額  
(再評価含む)



(1954年度の年次報告書より)

第2図 売上高 (百万新フラン)



(1960年度の年次報告書より)

および「資本参加」が加えられ、さらに、各活動がより細分化された項目の下で報告された。

例えば、化学製品の場合、「農業用化学製品」、「工業用鉱物品」、「有機化学製品」および「鉱山」の4つに細分化された項目の下で報告された。さらに、国内外の売上構成を示すグラフ、5年間の設備投資と資本参加の推移を表す投資累計グラフが記載された。

1960年度の報告書においては、10年間の活動部門別（化学製品、ガラス繊維、板ガラス）および国内と国外の売上高の推移を表すグラフが記載された（第2図参照）。

## ③ 過去数年度の主要財務データ一覧表

1957年度からは、過去数年度の主要財務データを表示する一覧表が、年次報告書の最初の頁に記

載された。1957年度の一覧表は、第2表に示すとおり、6年間のデータを表していた（1959年度からは2年間のデータ）。

第2表 主要財務データ一覧表

	1952	1953	1954	1955	1956	1957
会社資本金	4,946,136,000	4,946,136,000	7,007,015,000	9,342,685,000	12,456,910,000	16,609,210,000
純投資額: (1)						
固定資産 (減価償却累計控除前)	3,465,025,340	1,723,080,339	2,082,362,433	5,891,979,948	6,845,495,045	4,434,430,920
その他の固定資産	816,455,201	1,311,741,960	1,540,502,510	3,005,841,794	4,363,430,236	3,809,933,033
	4,281,480,541	3,034,822,308	3,622,864,965	8,897,821,742	11,208,925,281	8,244,363,953
従業員実数	15,901	16,078	17,034	17,764	18,871	19,341
フランス国内の活動 の変動(対前年比)	-13.7%	+11.3%	+13.3%	+12.4%	+9.2%	+22.9%
工業経営利益	1,358,021,524	1,119,536,290	1,479,516,971	2,281,311,445	2,556,106,284	3,142,094,617
工業資本参加収益	604,433,942	593,621,637	692,008,059	781,418,391	1,089,932,705	1,039,303,587
非工業上の各種費用 (主に財務費用と税)	1,005,240,663	797,199,264	778,240,571	1,242,328,955	1,483,632,237	1,880,895,884
当年度利益	1,043,188,043	1,010,388,142	1,258,588,145	1,590,966,728	1,621,345,844	1,905,370,614
配当額	732,689,900	731,681,122	1,083,788,770	1,520,638,698	1,477,540,610	1,864,175,509
(1) 減価控除後						

(1957年度の年次報告書より)

一覧表に収容された項目は、次の9項目であった。

- ・ 資本金
- ・ 減価償却控除後の純投資額（固定資産とその他の固定資産）
- ・ 従業員実数
- ・ 在外活動の変化（対前年度比）
- ・ 営業利益
- ・ 資本参加収益
- ・ その他の費用（主として金融費用と租税）
- ・ 年度利益
- ・ 配当金

以上である。

当該一覧表は、年次報告書の情報に概観性を持たせ、投資額、営業利益、当期利益などの主要財務指標を数年度比較表示することで、利用者が会社活動の傾向を把握するのを手助けするのを可能にする。前章で考察した1966年商會社法の規定する「最近5年度の成果一覧表」に類似したものである。

以上が、1952年度までの年次報告書と対比した

1953年度以後の年次報告書の特徴である。同社が、1953年度以後、年次報告書を経営戦略の一手段として捉えていたことが明らかである。すなわち、年次報告書は、単に「現在株主に対する報告書」を収容したものではなく、「将来の株主」すなわち、「証券投資者」を視野に入れた資本戦略的な視点から年次報告書のコンセプトが構成されたものと見られるのである。

この背景には、1952年6月30日デクレの証券税制の優遇措置、サハラでの油田の発見、投資信託会社の設立などによって証券投資の関心が高まる中で、サン・ゴバン社が活発に増資を行った事実がある。以下、同社の資金調達状況について分析してみよう。

## ② 資金調達の状況

## 1) 自己金融を中心とする資金調達

第3表は、サン・ゴバン社の財務構造の変遷を表示したものである。

これによれば、1907年—1914年の8年間、総資産にほとんど変化がないことが明らかである。こ



第3表 サン・ゴバン社の財務構造の変遷

(百万フラン)

項目	1907	1914	1916	1932	1938	1939	1953	1957
総資産	124	138	180	1,416	1,523	1,607	54,320	88,955
固定資産	32	40	28	414	247	261	24,886	34,363
投資有価証券	9	20	23	580	546	543	8,087	18,381
棚卸資産	32	30	34	176	228	301	9,419	12,972
その他の資産	51	48	95	246	502	502	11,928	23,239
資本金	60	60	60	310	300	300	4,964	16,609
法定積立金	6	6	6	29	31	31	235	509
株式発行差金	—	—	—	571	533	470	504	1,981
諸積立金	37	53	51	185	241	271	27,045	30,219
未処分利益	9	3	32	15	47	53	1,179	2,218
諸引当金	2	2	1	9	69	102	3,193	4,981
社債	—	—	—	80	79	80	3,754	5,941
長期借入金	—	—	—	—	—	—	3,178	5,897
その他の負債	10	14	30	217	223	300	10,286	20,600

(各年度の年次報告書より作成)

の間、 $[(\text{資本金} + \text{法定積立金} + \text{株式発行差金} + \text{諸積立金} + \text{未処分利益} + \text{諸引当金}) \div \text{総資産}]$ の割合は、1907年が90%、1914年が88%であった。総事業資金の約90%は返済不用の資金が用いられていた。

主要資金源泉は、資本金と諸積立金であった。とくに、「法定積立金」、「鉱山積立金」、「火災積立金」、「用心積立金」、「退職・労働災害積立金」などの名目で設定される諸積立金が極めて重要な役割を果たしていた。総事業資金に占める割合は1907年が35%、1914年が43%と非常に高い水準を維持していた。

1907年の年次報告書において強調されたいたように、同社の伝統的な方針である「保守的経理」を通じて、事業の資金需要の重要部分が充足されてきたのである。株主総会報告において、保守的な経理に係る重要な経理処理が丁寧に説明され、当該処理の承認を株主に要請したのはこのような理由からであった。

また、総資産の内、固定資産の割合は1907年が26%、1914年が29%、投資有価証券の割合は1907年が7%、1914年が14%であった。

これに対して、1916年—1939年の期間、 $[(\text{資本金} + \text{法定積立金} + \text{株式発行差金} + \text{諸積立金} + \text{未処分利益} + \text{諸引当金}) \div \text{総資産}]$ の割合は、1916年が83%、1932年が78%、1938年が76%、1939年が70%と徐々に低下した。しかし、いぜんとして70%以上の高水準を維持していた。

総事業資金に占める諸積立金の割合は、1916年

が32%、1932年が15%、1938年が18%、1939年が19%と低下した。低下の原因は、1920年代に旺盛な資金需要が発生し、これを新株発行を中心とした外部資金によって充足したことにある（一部は社債の発行）。新株の発行は多額の株式発行差金を発生させている。

諸積立金が総事業資金の重要な源泉であることに変わりはないが、その比重は低下した。これに代わって、新株発行による外部資金調達の高まった。1930年代に入って、理事会報告書の内容が詳細になったのも、この辺りに理由があると見られる。

旺盛な資金需要の主たる原因は、投資有価証券の取得にあった。総資産に占める投資有価証券の割合は大きく増大し、1916年が13%、1932年が41%、1938年が36%、1939年が34%であった。サン・ゴバン社は、ヨーロッパ地域を中心に資本参加の戦略を展開し、1930年代にはすでに世界中に子会社を有する多国籍企業に変貌していた。その結果、総資産の3分の1が投資有価証券になっていたのである。1935年度の年次報告書から、国別事業活動が報告されたのもこのようなところに理由があると見られる。

## 2) 1953年以降の活発な増資と資金調達源泉の多様化

サン・ゴバン社は、1953年以降、活発な増資を行った。その調達資金は、1920年代の資金量と比較にならないほど大規模なものであった<sup>(4)</sup>。ま

た、社債の発行および長期借入金による資金調達も行われた。

1953年度以後の資本金の推移は、49億フラン（1953年）、70億フラン（1954年）、93億フラン（1955年）、125億フラン（1956年）、166億フラン（1957年）、377億フラン（1959年）であり、1957年度までは毎年対前年度比30%–40%の増加、1959年には127%の増加を示していた。

資金需要の主要原因は、固定資産の取得にあった。総資産に占める固定資産の割合は、1953年が46%、1957年が39%に達し、1930年代の10%台から大きく上昇した。資産の再評価により1953年度の固定資産が増大しているが、それ以後の増大は、生産設備の近代化を目的とした多額の設備投資が原因していると考えられる。

1953年以降、活発な増資によって資金が調達される一方、総事業資金に占める諸積立金の割合は19%を維持した。第3表の諸積立金の金額は非常に大きいですが、この中には再評価積立金が6割以上を占めており、これを除外すれば1939年度と同じ19%となる。

結果として、1953年以降の資金源泉は、自己金融、増資、社債および長期借入と多様化したのがわかる。

1953年とそれ以降の年次報告書が、それまでの年次報告書と比較して一変したのは、活発な増資、資金調達源泉の多様化が大きく影響したものと考える。サン・ゴバン社は、同社の年次報告書を、単なる株主総会用の報告書類としてではなく、資金調達を有利に行うための資本戦略の枠内で捉えていたと見られるのである。

このように、1953年度以降のサン・ゴバン社の年次報告書は、法律による規制を持つことなく同社の資本戦略の中で、従来の「現在株主に対する報告」だけでなく、「将来の株主」たる投資者、債権者、従業員などの種々の利害関係者に対する会社情報の主要伝達媒体の役割を果たしてきたのである。

すなわち、一部の企業の実践は法の規制に先行していた。同様のことは、ブランジー社、フェニックス社の年次報告書の実践にもあてはまるのである<sup>(8)</sup>。

#### 4. 1907年財政法の財務報告規制

##### (1) 1907年財政法の発行開示制度

フランスにおいて、証券市場での証券の発行・上場時などの情報開示の法的規制は1907年まで遡ることができる。1907年度の歳出および歳入の一般予算の決定に係る1907年1月30日法律（1907年財政法）第3条によれば、フランス証券市場で証券の発行（émission）、展示（exposition）、販売（mise en vente）、上場（introduction）を行う場合、あらゆる広告措置に先立って、会社の国籍のいかんにかかわらず、発行、展示、販売、上場を予定する者は「官報付録公報（Bulletin annexe au Journal officiel）」に、次の事項を公表しなければならない。すなわち、

- ・会社名
- ・会社運用に係る法律制度（フランス法または外国法）
- ・本社所在地
- ・事業の目的
- ・会社の存続期間
- ・会社資本金
- ・株式の種類別の価格および未払込み資本金
- ・原本と相違なきことを証する直近の貸借対照表または未作成の旨

以上である。

これら事項に加えて、会社が社債を発行しているときはその金額および担保、社債を新規に発行するときには発行される証券の数と価額、利息、償還の時期と条件、新規発行の担保、さらに発起人、理事、取締役、業務執行社員およびその他の者のために取り決めた利益、現物出資とその対価、株主総会の召集方法と場所を記載しなければならない<sup>(9)</sup>。

1907年法律は、これら情報を告示および目録見書などで再生し、公表された官報付録公報の号数と当該公報に掲載した旨を示す義務を課した。また、日刊紙での広告は上記項目を再生するか、または少なくともこれら事項の抜粋を、公表済の官報付録公報への参照事項と掲載番号とともに公表しなければならない。

1907年法の開示規定違反は登録官（agents de

l'enregistrement)により確認され、違反者には10,000フラン以上20,000フラン以下の罰金が科せられた。また、刑法第463条が適用できるものとされた。

以上の1907年の開示制度の創設によって、一定の情報の公表後でなければ、フランス市場における証券の発行、展示、販売、上場は不可能となったのである。

## (2) 発行開示制度創設の背景

### ① 詐欺的な証券発行に対する1867年会社法の規制

会社に関する1867年7月24日法律第15条は、次の者に対して刑法第405条（詐欺罪）の定める処罰を科した。すなわち、

1. 引受けもしくは払込みの仮装、存在しない引受けもしくは払込みの悪意で行われた公告、またはあらゆる虚偽の事実によって、引受けまたは払込みを得た者
2. 引受けまたは払込みを得るために、何らかの資格で会社に結び付けられるまたは結び付けられねばならないものとして、悪意で真実に反して任命された者
3. 財産目録の作成なくまたは虚偽の財産目録の作成によって、会社実際に獲得されていない配当の分配を行った者

以上である。証券の発行などとの関連で重要なものは、1および2である。すなわち、

- ・引受けまたは払込みを仮装して引受けまたは払込みを得た者
- ・悪意で、存在しない引受けまたは払込みの公告により引受けまたは払込みを得た者
- ・あらゆる虚偽の事実により引受けまたは払込みを得た者
- ・引受けまたは払込みを得るために、真実に反して悪意で、会社に関係するものとして任命された者

これらの者は、詐欺罪として刑法第405条に定める罰則を適用された。また、刑法第463条の規定も適用可能とされた。

従って、会社法上、詐欺的行為により、証券の発行を行い、引受けまたは払込みを得たものに対

しては、刑法の詐欺罪の適用が用意されていた。しかし、これら規定による措置は、事前に、証券購入者に対して証券および会社に関する情報を広く一般に公表させ、詐欺的な行為からの損害を未然に防止する役割は有していなかった。この点に、詐欺的な証券発行に対する1867年会社法規制の限界があったと見られる。

### ② 証券・金融スキャンダルの多発

会社法による不十分な証券発行規制のもとで、証券・金融事件が多発したことが指摘されている。例えば、1893年に、下院事務局に提出された法案の中で、F. Ravarin氏は、貯蓄が危険にさらされていることを次のように指摘した。

「発行時に行われる公告により一定の保証を与えていた公募による売出し方法は、次第になくなる傾向にある。今では、事前にかなる種類の情報もなく、また、一般公衆は発行者が知らせたいと考える情報以外に、取引に関する情報を入手できず、これに代えて顧客に秘密の情報が直接に提供されるようになっている」<sup>(7)</sup>。

また、1906年の下院での法案審議の中で、大蔵大臣 J. Caillaux は次のように述べている。

「私は発言を謹みたいが、それらが採択されることを熱望している。目下パリ取引所では、紙よりかろうじて価値のある証券が一般公衆に販売されている。昨日は採掘できない石綿鉱山、一昨日はパリ取引所の愚直者にどのような牧場、爆薬が申し出られたかわからない」<sup>(8)</sup>。

以上の1893年の F. Ravarin および1906年の大蔵大臣 J. Caillaux の発言に見られるとおり、当時、詐欺的な証券発行が横行する一方、発行時の公告はなくなりつつあり、秘密情報の提供による不正の発行が増大していた事実が指摘されている。

## (3) 1907年発行開示規制の意義と問題点

### ① 1907年発行開示規制の意義

1907年財政法による発行開示規制の意義は、証券の発行および上場などの際に、証券発行者に対して事前の情報開示の責任と罰則を明確にした点にある。

まず、証券発行、販売、上場などの取引に先立っ

て、法定された情報を官報に公表する義務が課せられた。当該開示義務を履行しない者に対しては、刑法の適用のあることが明確にされたのである。前出の F. Ravarin の指摘に見られるように、事前に情報を一般に提供する証券発行が少なくなっていた状況で、法制度として事前の情報開示を義務づけた点に1907年の情報開示制度の革新性があるものと見られる。

## ② 1907年発行開示規制の問題点

### 1) 開示情報

1907年発行開示制度は、開示内容において不十分な点を有していた。主たる開示情報は、会社名、法律制度、本社住所、事業の目的、会社の存続期間、会社資本金、株式の価格と未払込み資本金および直近の貸借対照表である。事業の目的は開示されるが、事業内容の詳細は明らかにされない。保有する設備に関する情報も公表されない。

例えば、鉱山経営の場合、証券購入者にとって重要な情報は、埋蔵量、港湾施設の鉄道網、技術者の報告書などであるが、これらは開示されなくとも法律上は問題にならない<sup>(9)</sup>。

上述の1907年財政法に定める開示項目は、すでに当時、投資家向け情報として一般に利用されていた情報にほぼ等しく、当時の実践が証券発行に先立つ法定開示情報として立法者により取り上げられたと見られる。

1883年出版の「公債・株式組織会社便覧—第8版 (Manuel des Fonds Publics et des Sociétés par Actions)」は、仏・諸外国の公債160銘柄、株式合資会社および株式会社1,037社のデータを収容した会社情報誌である。会社に関する情報は、次のように統一された様式で記載されている。

### 「公債・株式会社便覧」(1883年版)の会社情報の例

(Banque d'Escompte de Paris)

1. フランス企業、株式会社 (自由設立制)、1878年11月27日設立
2. 本店: place Ventadour (パリ)
3. 期間: 90年 (1878年11月27日~)
4. 目的: 自己の計算および第三者の計算または参加の形で、フランス内外で、次の取引を行うこと。金融、商工業および不動産の取引、公共事業、寄

託資本の受入、割引、不動産・証券・商品に対する貸付、鞆取引、有価証券の発行 (請負・委託業務)、公債の売買、有価証券発行と長期・短期債券の発行 (代理業務)

### 5. 財務資料

- (イ) 会社資本金100,000,000フラン、額面@500フラン×200,000株 (このうち125フラン払込み済)
- (ロ) 証券譲渡: 譲渡人・譲受人双方の署名の入った書面に基づいて本店での名義書換による
- (ハ) 12月31日決算日

(ニ) 純利益の処分: まず純利益の5%は法定積立金として積立て (資本金の10分の1に達するまで)、さらに払込み資本金額の5%を利子として控除する。残りの10%を理事に、さらに残額を用心積立金 (任意) と株主に分配する

6. 株主総会 (5月末までに開催): 構成; 50株以上の所有者、議決権; 50株につき1票 (20票まで)、第1回総会; 資本金の4分の1以上が必要

### 配当の状況

年度	配当額	年度	配当額	年度	配当額
1878-79	31,75fr.	1880	31,25fr.	1881	22,50fr.

### 1881年12月31日時点の貸借対照表

	借方	貸方	
株主	75,000,000fr.	会社資本金	100,000,000fr.
現金	4,444,905	法定積立金	989,819
保有有価証券	5,087,734	用心積立金	12,500,000
公債	39,831,057	小切手	5,252,648
繰越	20,003,126	定期預金	16,628,340
株式仲買人 (券引証券)	2,570,211	国庫証券	1,663,100
貸付金	7,323,705	支払手形	4,251,516
コルレス先	7,992,263	株式仲買人	609,341
参加証券	18,868,241	当座預金	9,426,695
その他	4,248,402	各種シジケート	26,651,134
		その他	7,397,051
	<u>185,369,644</u>		<u>185,369,644</u>

理事: Baron de Soubeyran (代表), Daguin, Comte Fr. de Lagrange, Marquis de Saint-Agnan, A. Cordier.

監査役: E. Bouley, O. de Saint-Quentin, G. de Marcheville.

社長: A. Pestel

副社長: Sinkiewicz, Ronzenraad.

### 年度株価最高値・最低値

1878	606.25	500	1880	855	755
1879	1,235	550	1881	915	780

以上の形式による「公債・株式組織会社便覧」(1883年版)の投資情報は、会社の国籍、法律制度、設立年度、本社所在地、存続期間、目的、財

務資料（資本金、額面金額と発行株式数、払込み済金額、決算日、純利益の処分、直近の貸借対照表）、株主総会および理事などの幹部の氏名を内容としている。

実際の活動内容が具体的なデータに基づいて解説されていないし、また、設備の状況に関する情報も一切見られない。このような情報が、一般に投資情報として利用されていたものと見られる。

他方、前出の1907年財政法に定める開示項目はこの情報から一部を除いたものである。以上の点から、1907年の開示制度は、すでに当時、投資者向けの会社情報として用いられていた情報を、この一部を除いて法定情報としたものであると考えられる。当時の実践では、事業活動や施設の状況に関する具体的な情報が一般に公表されておらず、1907年の発行開示規制もこれら情報の開示を定めなかった。この点は、1907年開示制度の重要な問題点であったと見られる。

## 2) 開示情報の取締

1907年開示制度のもう一つの問題点は開示情報の取締りの不在である。開示情報は当局による推薦文や承認を受ける必要がなく、企業が作成した情報は企業自身によって官報に掲載される。従って、当該開示制度では、開示情報の真偽の取締りは存在しなかった。

当時、法案の作成および審議にあたって、「経済活動の自由」が重視され、開示情報の取締りがこの自由を冒し、発行の遅延が証券の販売を妨げる懸念が表明されている。このため、開示情報の取締案が拒否されたと指摘されている<sup>(10)</sup>。

しかし、現実には、この取締制度の不在を悪用して、多くの虚偽の情報が公表された。しかも、官報という正式な公的書類に情報を掲載することで、国が会社の行為を公式に承認するような印象を与えた。1912年からは、「国はいかなる形においても掲載内容を保証するものではない」との文言が付されたものの、開示情報の真偽を取り締まる仕組みはなく、取締制度の問題は、開示内容の問題点とともに1907年開示制度の重大な欠陥として残されたのである。

[未完]

## [注記]

- (1) 野村健太郎著『フランス企業会計』中央経済社、1990年、114頁の貸借対照表の様式および木内佳市・中村宣一郎共訳『標準会計制度』ミネルヴァ書房、1962年、168-169頁の第5表「貸借対照表」の標準様式を参照。
- (2) 野村健太郎著、前掲書、115-119頁の標準様式および木内佳市・中村宣一郎共訳、前掲書、165頁の第3表「一般経営計算書」と167頁の第4表「損益計算書」の標準様式を参照。
- (3) 例えば、安全性に関して「サン・ゴバン-安全性」なる冊子を作成し、すべての作業現場に配布したことが記載された。
- (4) 資本金の推移は、1920年が1.2億フラン、1928年が2.3億フラン、1930年が3億フラン1940年が4.5億フランであった。
- (5) 1935年デクレによる理事会報告書の作成および提出の義務づけも、当時の企業の実践を法規定に盛り込んだにすぎないことが指摘されている (Moreau, A., *La Société anonyme*, Tome I, 1995, p. 222.)
- (6) Desmaison, A., *Le Contrôle de marché financier de Paris par les pouvoirs publics*, Thèse (Université de Paris), 1927, p. 67.
- (7) Chambre des députés-Documents 2859-6ème législature.
- (8) Débats de Chambre des députés du 14, décembre 1906, *Annales*, p. 1091.
- (9) Desmaison, A., *op. cit.*, pp. 100-101においても当該問題点が指摘されている。
- (10) *Ibid.*, p. 101.